

第5章 取組みの視点ごとの施策の方向性

1 地域共生社会の実現を見据えた運営体制の充実

高齢者の多様なニーズに対応するため、包括的な支援体制の整備や情報発信の強化によって、本人が希望する暮らし方について本人やその家族が検討・選択しやすいような環境を整え、住み慣れた地域で最期まで尊厳ある暮らしが続けられるよう支援に努めます。また、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、地域包括支援センターと行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、P D C Aの充実による効果的な運営の継続という観点から、複合的な機能強化を図っていきます。

(1) 施策の方向性

①相談体制の充実

【地域包括支援センターの体制整備】

地域包括支援センターについては、引き続き効果的かつ円滑な運営を目指すとともに、地域において増加するニーズに対応できるよう、今後も継続して地域包括支援センターの体制強化や関係機関・支援者との連携強化を進めます。

継続的に安定した事業運営を行うため、地域包括支援センター運営協議会と連携しながら、適切な事業評価を行うとともに、その評価結果や、高齢者人口などを勘案しながら、業務量に見合った人員体制を確保するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の定数配置に取り組みます。加えて、業務負担が大きい認知症対応や介護予防ケアマネジメントが適切に実施できるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、人員確保や環境整備に取り組んでいきます。

また、地域包括支援センターと行政をはじめとする関係機関との役割分担を明確化し、各機関が円滑な連携のもとで支援できる体制を整理していきます。特に、地域のつながり強化という観点から、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことができるよう取り組んでいきます。

②地域ケア会議の充実

【地域ケア会議等事業】

地域ケア会議については、地域包括ケアシステムの実現に向けて、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるよう、属性や世代を問わない協議の場と位置付けるとともに、多様な支援者の参画など機能強化を進めるほか、小地域レベルでの個別課題や有効な施策などを明らかにし、中地域ケア会議や地域包括ケア推進会議などの各段階で取り上げ、地域に不足する資源開発や有効施策の事業化などについて検討する仕組みを強化します。

また、生活支援コーディネーター及び協議体等が把握している高齢者の生活支援等のニーズも把握し、取り組むべき地域課題を総合的に把握し、市の施策に反映させていくため、地域ケア会議と生活支援コーディネーター等の連携強化を図ります。

③様々な媒体による情報発信

【つながる・いわき事業】

市が目指す「地域包括ケアシステム」の姿やその理念について、医療・介護の関係者のみならず、いわきで暮らすあらゆる方々に、我が事として共有していただけるよう、ポータルサイトによる配信、紙媒体の発行など各種媒体を活用し情報発信を行い、体験参加型イベントを実施することで、直接体験・学習する機会を設けます。

また、本人・家族が高齢期をより良く過ごす方法を話し合うための契機とし、市内の高齢者に関する様々な取組みや元気な高齢者の情報を、高齢者のみならず、あらゆる年代の人に見てもらえるよう発信することで、社会参加や介護予防の意識醸成を図っていきます。

④尊厳ある暮らしの支援

【権利擁護支援事業等の推進】

権利擁護に係る各事業を今後も推進していくことで、認知症や障がいなどにより判断能力が低下した方の意思を尊重し、適切な権利行使の実現を推進します。そして、地域で暮らす誰もがお互いに人権を尊重し、ともに認め合うことのできる地域社会の実現を目指します。

【リビングウィル・エンディングノートの普及啓発】

リビングウィルの啓発については、今後も出前講座の開催に向けて市医師会や地域包括支援センターと連携し、より多くの人に認知されるよう努めます。

また、エンディングノートについても、希望者への配布を継続することで、人生の最期に対し、本人が望む選択や心構えについて考える機会の創出を図ります。

(2) 視点1に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続することができるよう、生活の安定のために必要な支援を包括的に行う地域の中核機関である地域包括支援センターを運営する。	総合相談 対応延件数	4,638件	4,632件	4,623件
自殺対策事業	自殺予防に関する啓発の強化を図るとともに、関係機関の相互の連携を強化し、悩みを抱えた人に対する相談体制の充実・強化を図る等、自殺につながる可能性を見逃さないための取組みを中心に、自殺予防対策を推進するため人材の育成を強化する。	自殺死亡率	令和5年度までに13.0%以下		
障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい種別や年齢に関わらず、相談対応、障害福祉サービスの利用支援や社会支援を活用するための情報提供及び助言、各種専門機関との連携など様々な生活課題について、サポートする。	相談件数	14,000件	15,000件	16,000件
精神保健福祉事業 (心の健康づくり)	高齢者が、いつまでも元気で生きがいを持ち、その能力を活かし社会に貢献できるよう、高齢期の心の健康の保持増進や、特にうつ予防のための知識普及講座・定期的な相談会を開催する。	心の 健康相談 利用人数	108人	108人	108人
地域ケア会議等事業	地域の課題とその対応策について協議する地域ケア会議を開催し、関係機関のネットワーク構築、ケアマネジャーなどへの高齢者支援について、有用な知識の普及啓発などを行う。	地域別計画 策定地区数	13地区	13地区	13地区
つながる・いわき事業	高齢者や高齢者を支える多くの方々が、各地域の日々の活動をさらに知り、つながることができる体制をつくるため、「地域包括ケアポータルサイト igoku」の運用をするほか、紙媒体を発行するなど、様々な媒体を通じて普及啓発を行う。	ポータル サイト 年間ページ ビュー数	200,000 PV	200,000 PV	200,000 PV
公共施設やサービス等のユニバーサルデザインの推進 【ユニバーサルデザインひとづくり推進事業】	ユニバーサルデザインを広く市民・事業者・市職員等に理解してもらい、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり等を進めるための意識啓発を図り、各種事業を実施する。	やさしさ 写真コンク ール 応募作品数	300件	300件	300件

第5章 取組みの視点ごとの施策の方向性

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
権利擁護支援事業	権利擁護分野の中核機関である権利擁護・成年後見センターが権利擁護に関する支援等を行う。主な事業としては、権利擁護に関する普及・啓発、総合相談、専門的支援、ネットワーク構築、人材育成等を行う。	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	親族がない場合などに、市長が裁判所に申し立て、また、被後見人が無資産の場合などに、後見人報酬を市が負担することで、本人の権利擁護や財産保護を行う。	成年後見市長申立ての件数	40件	40件	40件
		後見人報酬助成件数	28件	28件	28件
消費者教育推進事業	いわき市消費者教育推進計画（消費者あんしんサポートプラン）に基づき、地域や職域等の様々な場において、各消費者に必要な消費者教育を受ける機会を創出する。	消費者教育推進講座実施回数	42回	42回	42回
消費者被害防止事業	高齢化等による判断の低下により、高齢者が悪質な消費者被害に遭う危険性が高くなることから、関係機関等と連携しながら、消費者被害の未然防止に向けた各種施策展開を図る。	出前講座実施回数	20回	20回	20回
市民に対する一次・二次医療体制の啓発	一次医療機関・二次医療機関それぞれの、地域医療における役割を広く市民に啓発し、医療機関の適正利用を図る。	—	—	—	—
在宅医療出前講座（共催事業）の開催	在宅での療養が必要となったときに、適切な医療・介護サービスを選択し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるよう、在宅医療や健康維持について、市民啓発を目的として、市医師会・地域包括支援センターとの共催により出前講座を開催する。	開催地区	7地区	7地区	7地区
		参加者数	300人	300人	300人
合葬式墓地管理運営事業	ひとつの大きな墓に多数の遺骨を合同で埋蔵する「合葬式墓地」の管理運営を行う。	—	—	—	—
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護の受給には至らない生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう支援プランを作成し、関係機関と連携を図り、支援を行うもの。	新規相談受付件数	576件	576件	576件

2 安心して暮らせる住まい環境の整備

介護サービスの提供基盤については、これまでも各期計画に基づき整備を進めてきましたが、今後も、サービス需要の増加、認知症高齢者の増加及び生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者の増加に対応するため、適切にサービス提供基盤の整備を進めます。

(1) 施策の方向性

①施設整備や待機状況の解消に対する取組み

【2025年・2040年を見据えたサービス基盤の整備】

本計画期間においては、2025年・2040年を見据え、介護需要の見込みに合わせた適切なサービス基盤を整備する必要があります。

施設整備においても、いわき市民のニーズ把握に努めるとともに、家族の介護を理由とした離職の防止等を図るため国を挙げて取り組んでいる「介護離職ゼロ」や、地域医療構想の推進に伴う介護施設等の追加的需要を踏まえつつ、介護人材の確保が困難である状況も勘案しながら、整備を行います。

【有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る把握等の強化】

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っている状況です。こうした状況を踏まえつつ、当該施設の設置状況等について把握に努めるとともに、必要に応じて助言、指導を行います。

②在宅生活の継続と介護者支援

【介護離職ゼロに係る介護保険サービスの整備促進】

「小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」など、介護者の負担軽減に寄与し介護離職ゼロに資するとされるサービス提供基盤の整備については、継続して取り組むこととし、周知活動など、新規事業者の参入を図るための施策を検討していきます。

また、住宅リフォームに関する事業や介護手当等の各種事業を今後も継続することで、介護者の負担の軽減や、高齢者の在宅の生活を継続できるよう努めていきます。

【共生型サービスの整備促進】

障がい者が65歳を迎え介護保険の被保険者となっても、事業所を変更することなく、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し、安心して暮らすことができるよう引き続き共生型サービスの参入促進を図ります。

③地域に開かれた介護施設の整備

【地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービスについて引き続き整備を進めるにあたっては、県の地域医療介護総合確保基金等の補助事業を活用した支援を周知する等、事業者に対し積極的な活用を促していきます。

(2) 視点2に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)の整備	施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、その他日常生活上の世話を入所者に行う、定員30名以上の介護老人福祉施設の整備を推進する。	ショートステイ床からの 転換	20床	0床	0床
介護老人保健施設の 整備	看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助により、在宅生活への復帰支援を行う、介護老人保健施設の整備について、市内介護療養型医療施設の転換期限である令和6年3月末まで、動向を把握する。	-	-	-	-
介護医療院の整備	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護医療院の整備について、市内介護療養型医療施設の転換期限である令和6年3月末まで、動向を把握する。	整備床数	0床	39床	46床
特定施設入居者生活 介護の整備	特定施設入居者生活介護については、介護老人福祉施設の重点化により、要介護認定者の住まいとしての役割が今後ますます大きくなると見込まれる。現状における介護老人福祉施設の入所希望者の要介護度や認知症自立度の状況などを踏まえ、施設サービス計画に基づき、整備を推進する。	整備床数	0床	120床	0床
サービス付き高齢者 向け住宅の登録	高齢者単身世帯または夫婦世帯等が居住するための賃貸住宅等で、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅の登録事務を行う。	登録件数	1件	1件	1件
養護老人ホームの運 営	家庭で生活することが困難な高齢者等に対する住まいとして、養護老人ホームを運営し、住まいの安心を提供する。	措置人数 (年間延)	2,040人	2,040人	2,040人
軽費老人ホームへの 補助	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方に対し、低額な料金で日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームが、入所者の所得に応じ、国が示す基準に基づき入所者負担金の一部を免除した場合に、当該免除額に対して補助を行う。	施設数	6施設	6施設	6施設
老人保護措置の実施	老人福祉法に基づき、65歳以上の方が、様々な理由により居宅において養護を受けることが困難な場合に、市が養護老人ホームに措置入所させて必要な援助を行う。	措置人数 (年間延)	912人	912人	912人

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
老人短期入所運営事業	老人福祉法に基づき、65歳以上で常時の介護を必要とする方が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護等を利用することが著しく困難な場合に、緊急の措置としてショートステイに短期入所させ、必要な養護を行う。	措置人数 (年間延)	12人	12人	12人
高齢者緊急一時保護事業	介護保険の要介護・要支援状態に該当しない高齢者で、養護者からの虐待、養護者の不在等、その他の緊急に保護が必要な高齢者を、養護老人ホーム等の空きベッドに一時的に宿泊させ、緊急的に保護することにより、高齢者の養護及び福祉の向上を図る。	-	-	-	-
民間社会福祉施設整備利子補助金による助成	社会福祉施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構または福島県総合社会福祉基金から資金の借入れを行った社会福祉法人の運営する、平成19年度までに償還が開始されている施設について、利子の一部を助成する。	対象施設数	8施設	7施設	7施設
高齢者向け優良賃貸住宅助成事業	高齢者向け優良賃貸住宅に対して、家賃の低廉化を図るための助成を行い、高齢者が安心して生活できる住環境を確保する。	入居率	95%	95%	95%
高齢者住宅リフォーム給付事業	身体機能が衰えた高齢者の住宅を居住に適するように改良する場合、高齢者の自立促進及び介護者の負担軽減を図ることを目的に、費用の一部を市が給付する。	給付件数	100件	100件	100件
住宅改修相談支援等事業	住宅リフォームにあたり、理学療法士または作業療法士、建築士、ケースワーカー等でチームを組み、高齢者の身体機能、介護者の状況、家屋の状況等を踏まえて、必要な助言をする。	相談件数	129件	129件	129件
高齢者住宅改造支援事業	高齢者住宅リフォーム給付事業において、認定した給付対象工事が適正に行われたか確認するため、建築士による完了検査を実施する。	検査件数	100件	100件	100件
要介護老人介護手当の支給	寝たきりや認知症により、常時介護が必要な状態が3か月以上継続している65歳以上の高齢者を在宅で介護している方に対して、年額4万円を支給することで、介護者の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図る。	支給人数	540人	540人	540人

第5章 取組みの視点ごとの施策の方向性

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
家族介護用品給付事業	要介護認定4または5の高齢者を在宅で介護している家族(高齢者、家族ともに市民税非課税世帯の場合)の方に対し、年額2万円分の介護用品(紙おむつ、尿取りパッド)を購入するための給付券を支給し、当該介護者の経済的負担の軽減を図る。	支給人数	157人	157人	157人
都市機能誘導施設等整備促進事業	令和元年度に策定した「いわき市立地適正化計画」で定める都市機能誘導区域内において、維持・誘導すべき誘導施設または20戸以上の共同住宅を新築もしくは増築、改築、または大規模修繕等を行う事業者を対象とし、対象経費の一部の補助を行う。	-	-	-	-
住宅セーフティネット推進事業	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和2年5月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び、供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、地域の居住支援法人等の設立に向けた検討を行う。	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)の整備	地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、その他日常生活上の世話を入所者に行う、定員29名以下の地域密着型介護老人福祉施設の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0床	58床	58床
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備	要介護者であって認知症である方について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行う、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0床	36床	36床

3 地域で支える仕組みづくりの推進

多様な主体によるサービスの創出と公的なサービスの充実によって、これまで対応できなかった生活支援ニーズにも対応できるような仕組みづくりを進めます。

また、住民支え合い活動を行う住民組織の結成を支援することを通じて、地域の支え合いの機運を高めていきます。

(1) 施策の方向性

①多様な主体によるサービスの創出

【住民支え合い活動づくり事業】

当該事業において創出された生活支援は、行政区などの日常的な生活圏域での取組みとなっています。それらの生活圏域ごとに抱えている地域課題について、地域の中だけでなく、一体的に課題集約できる場の創設を図り、市全域レベルでの課題を把握して解決していくための体制整備を進め、地域における支え合いの基盤強化を図りながら、互助の考え方を浸透させるよう努めます。

また、第3層協議体の立ち上げ、サポーターの確保に向けて効果的な支援を検討しながら意識醸成を図り、既存の高齢者見守り隊については、活動内容が重複することから、現在の住民支え合い活動への統合を検討します。

②公的なサービスの充実によるフレイルの予防

【配食サービス事業】

中山間地域を中心に配達エリアの拡充や、昼食のみの配達から昼夕食への対応を促すなど、利用者のニーズに合ったサービス提供体制づくりに努め、栄養管理や生活の質の確保を図ります。

【「つどいの場」での会食】

「つどいの場」において会食事業の周知を徹底し、サービスの利用促進を図ることにより、高齢者の低栄養等による活動量の低下や体力低下を予防するとともに、孤独感の解消及び粗食の防止を図り、ひいては健康寿命の延伸につなげます。

(2) 視点3に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
住民支え合い活動づくり事業	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。また、「あんしん見守りネットワーク活動事業」における高齢者見守り隊については、継続して支援しながら住民支え合い活動づくり支援事業に統合していく。	第3層協議体設置数	13 団体	13 団体	13 団体
共創型地域交通モデル事業	中山間地域を中心とした公共交通空白地域及び公共交通不便地域における高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を目的として、地域住民組織が主体となり、行政及び民間事業者の支援、協力を得ながら住民ボランティア輸送を行う。	実施地域	2 地域	2 地域	2 地域
地域共生社会まちづくり事業	高齢者や障がい者一人ひとりが、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障がい者、子ども等の福祉増進に資するための取組みのうち、地域課題に対応することを目的に、地域住民等が主体となった先駆的な活動を選定し補助するもの。	補助金交付事業数	2 件	2 件	2 件
配食サービス事業	調理困難なひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯及び40歳以上65歳未満の方で要介護、要支援認定を受けた方、または障がい者に対して、栄養バランスに考慮した食事を訪問により提供することで、定期的に安否を確認するとともに、生活の質の確保を図る。	延利用食数	216,000 食	236,000 食	258,000 食
老人日常生活用具給付事業	高齢者の日常生活の安心・安全の向上を図るため、概ね65歳以上のひとり暮らしの方等を対象に自動消火器や電磁調理器を給付する。	給付件数	40 件	40 件	40 件
訪問理美容サービス運営事業	生活の質の向上や精神的なリフレッシュを図ることを目的として、在宅で寝たきり等の理由により、理髪店や美容院に行くことが困難な方を対象に、年数回の訪問による理美容サービスを提供する。	延利用者数	255 人	255 人	255 人

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
寝具乾燥消毒サービス事業	高齢者の疾病予防、衛生状態及び生活の質の向上を図ることを目的に、在宅の寝たきり、または虚弱なひとり暮らし高齢者、あるいは身体障がい者で寝具類の衛生管理が困難な方に対して、寝具類の丸洗い乾燥消毒サービスを実施する。	延利用者数	56人	56人	56人
緊急通報システム事業	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはひとり暮らしの重度身体障がい者等が、孤独感や病状の急変に対する不安感を抱くことなく安心して生活できるように緊急通報システムの整備を図る。	設置件数	842件	842件	842件
高齢者等救急医療情報キット配布事業	日常生活における安心と安全の確保を図るため、急病などの緊急時に、かかりつけ医や服薬内容等の情報を救急隊員にすばやく正確に伝え、適切で迅速な対応を行うことができるよう、「救急医療情報キット」を避難行動要支援者名簿の登録者及びそれに準じる者と民生児童委員が認めた者に配布する。	配布数	400セット	400セット	400セット
避難行動要支援者避難支援事業	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方（避難行動要支援者）が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、同意を得られた方については、その情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した場合に要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	登録者数 (同意ありの者)	9,500人	10,300人	11,100人
はいかい高齢者等SOSネットワーク事業	徘徊により高齢者等が行方不明になった場合に、関係協力団体や市防災メールに登録された方へ情報を提供し、迅速な搜索活動等を実施することにより、高齢者等の早期発見・早期保護を図る。また、徘徊のおそれのある高齢者等の家族の申し出により、本人の情報を事前に登録し、台帳を作成する。	協力団体数	85団体	87団体	89団体

第5章 取組みの視点ごとの施策の方向性

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
いわき見守りあんしんネット連絡会を通じた見守り・声かけ活動	本市に居住する高齢者等が地域から孤立することを防止し、安心して地域で生活できる環境を確保するため、住民の日常生活に密接に関わる団体や事業所等に参加してもらい、事業所や企業等の通常の業務において、急病や虐待などの兆候を確認した際、また認知症による徘徊等の事故発生時などにおいて、速やかに連携が図れるようネットワーク体制を構築し、地域福祉の向上と安全で安心な地域づくりの推進に寄与する。	いわき見守りあんしんネット連絡会登録団体数	85 団体	87 団体	89 団体
障害者相談支援事業 ※再掲	障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい種別や年齢に関わらず、相談対応、障害福祉サービスの利用支援や社会支援を活用するための情報提供及び助言、各種専門機関との連携など様々な生活課題について、サポートする。	相談件数	14,000 件	15,000 件	16,000 件
住宅セーフティネット推進事業 ※再掲	新たな住宅セーフティネット制度の推進を図るため、令和2年5月に策定した「いわき市賃貸住宅供給促進計画」に基づき、登録住宅の確保及び、供給の促進や住宅確保要配慮者等への経済的支援、地域の居住支援法人等の設立に向けた検討を行う。	—	—	—	—

4 健康づくり・介護予防の推進

公的なサービスの多様化と拡充を図るため、サービス提供体制を強化します。

また、自助・互助・共助・公助の役割分担の明確化と、自助・互助への効果的な公的支援のあり方を整理していきます。

(1) 施策の方向性

①健康づくり・介護予防の推進

【健康づくり施策・介護予防の充実】

高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍するために、特に介護予防や健康づくりの取組みを強化して健康寿命の延伸を図るとともに、複雑化・複合化する地域のニーズや資源に対応した相談支援、参加支援、地域づくりに向けた施策を推進します。

総合事業においては、サービスを提供する事業者や団体、利用対象者などの実情を把握し、実情に即したサービス提供体制を構築する必要があります。特に、生活援助サービスや短期集中予防サービスの事業所及び利用者の増加を図るため、サービス提供主体の参入促進やサービスの普及啓発に引き続き取り組みます。

また、インセンティブ交付金を活用し、つどいの場と短期集中予防サービスを中心とした切れ目のない効果的な介護予防サービス体系を確立し自主的な介護予防活動を支援します。

高齢者の健康づくり施策として、健診結果等による生活習慣病の未治療・重症化予防に関わる個別相談や訪問指導の充実を図り、壮年期から継続した高齢者の健康管理へ向けた事業を推進します。また、自らの健康管理を促進するために、地域支援事業と連携し、健康課題を反映させた疾病の重症化予防について正しい知識の普及啓発について取り組みます。

【シルバーリハビリ体操の活動促進】

体操指導士の養成及び活動支援を行うため、養成講座の地区開催に力を入れるとともに、活動している体操指導士へのフォローアップ研修や級別の勉強会、養成講座修了後間もない体操指導士を対象としたスタートアップ研修など、活動支援を充実させます。

加えて、シルバーリハビリ体操指導士会と連携を図りながら、指導士の養成と活動の促進を図ります。

【介護予防ケアマネジメント支援会議の充実】

薬剤師、理学療法士等の多職種の専門的な視点による「介護予防ケアマネジメント支援会議」を開催してケアプラン作成者等の積極的な参加を促し、個別具体的なアドバイスにより、更なるサービスの質の向上や、参加者同士のネットワークの構築を図ります。

②リハビリテーションの推進

【リハビリテーション提供体制の充実】

介護保険制度の創設から 20 年が経過し、高齢化がより加速する中で、地域包括ケアシステムの構築や、切れ目のない医療提供体制の構築が進められてきました。今後も医療と介護の連携がますます重要になる中、リハビリテーションにおいても、要介護・要支援者が必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する維持期・生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

特に、「生活機能」の低下した高齢者に対して、生活期リハビリテーションとして、運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけではなく、高齢者が有する能力を最大限に発揮できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要です。

本市のリハビリテーション提供体制ですが、サービス提供事業所数は、全国平均と比較して通所リハビリテーション、介護医療院が多い一方、訪問リハビリテーション、介護老人保健施設が少ない状況です。また、1月あたりのサービスの利用率については、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのいずれも全国平均及び福島県平均と比較して低い状況です。こういった点から、本市のリハビリテーション提供体制は、全国及び県内他市等と比較してやや不足している状況であると考えられます。

本計画期間においては、要介護者が住み慣れた地域で、本人の状態に応じて必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるよう、リハビリテーションの提供体制を推進していきます。併せて、提供体制の状況について定期的に進捗管理を行い、実態の把握と改善に努めます。

図表5-4-1 リハビリテーション提供体制の状況

区分	単位	いわき市	福島県	全国
リハビリテーションサービス提供事業所数（認定者1万人に対する事業所・施設数）※平成30年時点				
訪問リハビリテーション	事業所	4.99	5.09	7.77
通所リハビリテーション	事業所	13.98	12.64	12.66
介護老人保健施設	施設	6.49	8.28	6.73
介護医療院	施設	1.00	0.18	0.23
短期入所療養介護（老健）	施設	5.99	7.82	6.09
リハビリテーション施設の定員数（認定者1万人あたり定員数）※令和元年時点				
介護老人福祉施設	人	670	980	850
介護老人保健施設	人	640	690	570
介護療養型医療施設	人	80	40	60
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	140	90	80
リハビリテーション専門職従事者数（認定者1万人に対する人数）※平成29年時点				
理学療法士	人	22.47	27.75	29.42
作業療法士	人	15.32	18.66	16.35
言語聴覚士	人	3.57	3.62	3.06
リハビリテーションサービス利用率（1月あたり） ※令和2年時点				
訪問リハビリテーション	%	0.87	1.28	1.77
通所リハビリテーション	%	8.02	9.11	8.96
介護老人保健施設	%	5.52	6.63	5.44
介護医療院	%	0.56	0.30	0.33
サービス別算定者数（認定者1万人に対する人数）※令和元年時点				
短期集中（個別）リハビリテーション実施加算算定者数	人	73.49	131.08	136.36
認知症短期集中リハビリテーション実施加算算定者数	人	5.93	10.99	32.88
個別リハビリテーション実施加算算定者数	人	58.27	119.67	57.37
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数	人	64.24	81.67	161.35
生活機能向上連携加算算定者数	人	243.65	181.42	198.65
通所リハビリテーション（短時間（1時間以上2時間未満））算定者数	人	48.06	40.14	66.53
経口維持加算算定者数	人	16.17	47.11	51.33

出所：厚生労働省地域包括「見える化」システム

※リハビリテーションサービス利用率：当該年度の4月から最新月までのサービス受給者数の総和を要介護・要支援認定者数で除し、さらに当該年度の月数で除した値

③介護予防活動などに取り組む地域拠点の拡充

【「つどいの場」創出支援事業】

「つどいの場」については、これまでも、講師として管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等を派遣し、幅広い専門職の関与を受けながら効果的な介護予防活動が展開されています。引き続き、各団体の開催頻度や質を向上させるため、専門職等と連携して自主活動の意欲を高めることができるような活動メニューの充実を図るとともに、より多くの方が参加して持続的に活動できるよう、地域への参加者の呼びかけなど継続的な運営支援に努めます。

また、国においては、令和7（2025）年までの「つどいの場」への目標参加率を高齢者数の8%としており、本市においては、令和2年12月時点で約8.7%（8,592人）と目標値は達成していますが、今後もコーディネーターを中心とした、「つどいの場」の立ち上げ支援や参加者の増に努めていきます。さらに、住民主体で対応できない課題等については、短期集中予防サービスや、地域ケア会議、住民支え合い活動づくり事業などの取組みと連携して検討していきます。

④住民主体の活動に対する公的支援のあり方の整理

今後も住民支え合い活動づくり事業における協議体の自主的な活動を阻害しないよう、側面的支援を行いつつ、各団体の活動の熟成やサービス提供体制の強化を図っていきます。

また、総合事業の位置付けについては、事業委託先である社会福祉協議会と連携を図り、位置付けの必要性や各団体の参入移行などを確認しながら、公的支援のあり方や支援対象者の範囲などについて整理していきます。

(2) 視点4に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
健康診査	生活習慣病の早期発見や重症化予防を図ることにより、高齢になっても自立した生活を続けられる高齢者の増加を目的に、後期高齢者の健康診査等を実施する。	健康診査受診率	27.0%	27.5%	28.0%
健康手帳の交付	特定健診・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に希望者に交付する。	—	—	—	—
健康教育	生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。	開催回数	50回	125回	250回
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭での健康管理を図る。	開催回数	50回	125回	250回
健診結果説明会	健診結果に基づき、受診者自身が生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、保健師、栄養士等による講話や個別相談を実施する。	開催回数	13回	13回	13回
訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる方やその家族を対象に、保健師等が訪問し、健康に関する問題に対し必要な指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。	訪問指導延件数 (生活習慣病・介護予防)	600件	1,500件	3,000件
予防接種事業(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌)	65歳以上の高齢者及び60～64歳の身体障害者手帳1級相当の障がい者を有する方に対し、予防接種費用の一部を助成し、生活保護世帯に属する方には全額助成する。	—	—	—	—
結核予防事業	65歳以上の市民に対し、集団検診・個別検診で胸部レントゲン検査を実施し、結核の早期発見と発病予防を図り、結核のまん延を防止する。	集団検診における、胸部レントゲンの受診率	30%	30%	30%
いわき市健康推進員の育成・支援	地域に根ざした健康づくり関連施策のより一層の効果的な実施を図るために、地区組織活動のリーダーとしてのいわき市健康推進員活動が積極的に展開されるよう、業務委託や健康推進員育成支援研修を実施する。	健康推進員育成数	123人	123人	123人

第5章 取組みの視点ごとの施策の方向性

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
健康いわき21計画 推進事業	疾病予防や健康づくりに関する情報をまとめた「健康だより」の配布及び健康づくりに関するイベントや講演会、表彰等を行う「健康いわき21推進市民大会」の開催を通し、市民の「健康づくり」に対する意識向上を促し、「健康いわき21」計画推進を図る。	—	—	—	—
いわき市保健委員の 育成・支援	地域住民の保健衛生思想の普及、向上を図り、組織的公衆衛生活動を行うため、いわき市保健委員の育成・支援に努め、市民の健康を守り、明るく住み良いまちづくりを推進する。	—	—	—	—
食育推進事業	食育基本法及び「いわき市食育推進計画」に基づき、計画の定期的な進捗状況管理や、食育推進委員会を通し、関係団体等との連携・強化による取組みを推進し、食育を総合的かつ効果的に実施する。	委員会 開催回数	2回	4回	3回
健康・栄養推進事業	健康増進法に基づき、高齢者施設を含む特定給食施設等に対して栄養に関する専門的指導(研修会、巡回指導、電話・来所相談)を行うとともに、栄養の改善・その他の生活習慣の改善に関する「栄養指導・栄養相談」について重点的に取り組む。また、食品表示法の施行に伴い、栄養成分表示の活用について消費者教育を行い、健康増進や生活習慣病の発症並びに重症化予防を図る。	研修会 実施回数	2回	2回	2回
口腔・栄養ケア推進 事業	歯科衛生士及び栄養士が、療養上保健指導が必要であると認められている者及びその家族等を対象に訪問を行い、口腔内・栄養状態を調査し、指導・助言を行う。また、市民を対象に生活習慣病及びフレイル、低栄養を予防し健康寿命を延伸するため、口腔機能及び栄養状態の維持向上に係る健康教育等を実施する。	訪問口腔・ 訪問栄養 指導延件数	180件	180件	180件
たばこ対策事業	世界禁煙デー・禁煙週間等のキャンペーン、健康教育、各種団体の講習会等の機会を捉えて、たばこの害や受動喫煙の影響についての知識の普及・啓発を行う。また、健康増進法の一部改正に伴う事業者向けの説明会を開催し、管理権原者及びその他関係者等に周知及び相談対応を徹底するとともに、「空気のきれいな施設・車両」認証制度等のステッカー事業を実施して、市民が望まない受動喫煙に巻き込まれないような環境づくりを推進していく。	健康教育等 の実施回数 及び参加者 数	健康教育 3回 300人	健康教育 3回 300人	健康教育 3回 300人

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
さかなの日推進事業 【いわき産水産物魚食 普及推進事業】	令和2年2月20日に「魚食の推進に関する条例」が制定され、栄養バランスの良い健全な食生活の実現を目指すとともに、地産地消を推奨するため、公民館市民講座の料理教室等と連携した活動等を通して、魚食普及を推進する。	公民館料理 教室開催回 数	24回	24回	24回
介護予防・生活支援 サービス事業	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けることができるよう、地域における介護予防の推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに即した柔軟な支援を行うため、地域の実情に応じた自立支援に資するサービス提供体制の充実を図る。	生活援助 サービス 事業所数	25事業所	30事業所	35事業所
		通所型 短期集中 予防サービス 事業所数	5事業所	6事業所	7事業所
いわき市シルバーリ ハビリ体操事業	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	指導士 養成数	96人	96人	96人
介護予防ハイリスク 者把握事業	体を動かさない状態が続くことにより心身の機能が低下して動けなくなる「廃用症候群」や「生活習慣病」などが悪化する可能性の高い高齢者を市が保有するデータを基にAI機能を活用して抽出し、適切な医療・介護の専門機関へ誘導したり、さらには、つどいの場やシルバーリハビリ体操などの介護予防施策につなげていく。	個別訪問 件数	500件	500件	500件
介護予防ケアマネジ メント支援会議	介護関係者のスキルの向上、参加者同士のネットワーク構築を通して高齢者のQOLの向上を図るため、ケアマネジャー（介護支援専門員）及びサービス提供事業所に対し、高齢者の課題改善が図れるよう専門職の多角的視点から具体的な支援方法やケアプランの目標設定等についてアドバイスを行う。	要介護度の 維持・ 改善率	対象者数の 50%	対象者数の 55%	対象者数の 60%
介護保険サービス (リハビリテーショ ン、機能訓練、口腔 や栄養に係る取組み の強化)	計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化、また、通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進等、リハビリテーション提供体制の効率的な推進を行うことで、質の高いサービスの提供を促進する。	-	-	-	-

第5章 取組みの視点ごとの施策の方向性

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
つどいの場創出支援事業	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	月2回以上開催する団体の割合	65%	70%	75%
		高齢者参加率	10%	10%	10%
介護予防意識の普及・啓発	一般高齢者を対象として介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレット等の作成・配布を行う。また、地域住民を対象とした健康教育を実施する。	健康教室及び相談会開催回数	90回	90回	90回
		健康教室及び相談会参加人数	1,440人	1,440人	1,440人
三和ふれあい館の活用	当施設は、市役所の支所、健康福祉センター等からなる複合施設であり、地域交流及び地域福祉の推進に資するため、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の拠点施設として、高齢者の要望や地域特性を活かした事業のより一層の充実を図る。	施設利用者数	23,900人	23,900人	23,900人
老人福祉センター、老人憩いの家の活用	老人福祉センター及び老人憩いの家は、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの活動拠点施設として利用されている。今後もこれらの施設を活用した介護予防事業等、新たな事業の展開を検討する。	利用者数	35,200人	35,200人	35,200人
住民支え合い活動づくり事業 ※再掲	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。また、「あんしん見守りネットワーク活動事業」における高齢者見守り隊については、継続して支援しながら住民支え合い活動づくり支援事業に統合していく。	第3層協議体設置数	13団体	13団体	13団体

5 生きがいづくりと社会参加の促進

より多くの高齢者が、ボランティア活動を通して地域社会との交流を図る場へ参加できるような取組みを推進するとともに、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、関係機関と連携強化を図り、地域における多様な就業機会を確保・提供していきます。

(1) 施策の方向性

①地域活動等を通じた社会貢献できる場の提供

【いきいきシニアボランティアポイント事業の拡充】

いきいきシニアボランティアポイント事業は、高齢者の自主的な介護予防活動や地域福祉活動を積極的に奨励、支援することを目的として、今後も介護予防のために必要な生きがいづくりや、社会とのつながりをつくる一助となるよう継続して実施していきます。

また、事業への参加者や参加していない方及び受入れ機関の声を参考に今後も事業展開していくこととし、現在の参加者が継続して参加しやすく、かつ新規の高齢者もより参加しやすい環境をつくることを目指します。

②地域社会との交流の場の提供

【老人クラブへの支援】

老人クラブは高齢者の老後の活動の選択肢のひとつとして重要です。健康増進や生きがいづくりにつながる活動を自発的に行うことができるよう、引き続き活動費補助などの財政的支援を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、従来の活動が困難な状況にあるため、今後は「新しい生活様式」を踏まえて、活動内容の変更等について老人クラブ連合会と検討していきます。

③就労機会の確保

【シルバー人材センターへの支援】

高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労、社会参加ができる環境整備を進めることが求められます。そのひとつとして、高齢者がより一層自身の能力や経験を活かせるよう、シルバー人材センターに対し引き続き財政的な支援を行うとともに、多様な就労機会が提供されるようハローワーク等関係機関との連携を図ります。

(2) 視点5に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
いきいきシニアボランティアポイント事業	高齢者自身の社会参画の促進並びに介護予防を目的に、市が指定したボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品に還元する。	参加者数	1,200人	1,500人	2,000人
公民館での高齢者を対象とした学級・講座の開催 【教育活動推進事業】	市内37公民館において、それぞれの地域の特性を活かした講座や地域の市民団体と連携した事業などを実施し、地域住民の生涯学習を推進する。	講座数	44講座	44講座	44講座
		参加人数	1,320人	1,320人	1,320人
防犯まちづくり推進事業	いわき市防犯まちづくり推進条例に基づき、市長からの諮問に応じ、いわき市防犯まちづくり推進協議会を開催する。また、防犯パトロール用品等を購入し、各種啓発活動を実施する。	防犯パトロール用品 無償貸与数	40件	40件	40件
高齢者等肉用雌牛貸付事業	高齢者等の福祉の増進と肉用牛資源の確保を目的として、満60歳以上の牛飼養経験のある高齢者等に肉用雌牛の貸付を行い、5か年の貸付期間満了後に借受者へ譲渡する。	貸付頭数	5頭	5頭	5頭
老人クラブの育成・支援	老人クラブは社会貢献などの分野で活躍している重要な組織である。今後、老人クラブが自主的な健康づくり活動を行う場合の支援や、老人クラブへの加入促進のための広報・普及事業への側面的な支援を行う。	老人クラブ数	92クラブ	92クラブ	92クラブ
		会員数	3,855人	3,855人	3,855人
シルバーフェア（シルバー文化祭）の開催	高齢者の創作意欲の向上と積極的な社会参加を促し、高齢福祉の増進を図ることを目的として、高齢者が作成した作品を公募して公開・表彰を行う創作展及び踊り等を発表する場を提供する芸能祭を開催する。	作品の 出品数	382点	382点	382点
		参加者数	249人	249人	249人
		入場者数	430人	430人	430人
世代間交流事業「知恵と技の交歓教室」の実施	高齢者と若年世代が、伝統活動(昔の遊び・道具づくり等)を通じて互いにふれあいながら、相手に対する理解を深め、伝統活動を継承することを目的として、教室を実施する。	参加人数	1,000人	1,000人	1,000人
シルバーピアードの開催	老人クラブ会員同士の交流と健康づくりを目的として、市内の老人クラブが一堂に会し、競技やいわき踊り等のレクリエーションを開催する。	参加人数	700人	700人	700人

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
シルバーレクリエーションの推進	高齢者のレクリエーションの参加を促すことで、高齢者の生きがいづくりを推進し、健康を高めるため、老人クラブなどがゲートボール・輪投げ等の高齢者向けスポーツ用具等の整備を行う際にその費用の一部を補助する。	補助件数	3件	3件	3件
地区敬老会の開催	老人福祉法第5条に基づく行事として、市内に住む高齢者を招待し、その長寿を祝い、高齢者に対する敬愛の念を表すため地区敬老会を開催し、金婚の表彰等を行う。	入場者数	4,200人	4,200人	4,200人
敬老祝金の支給	高齢者に対し敬老の意を表し、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、敬老祝金を支給する。 ○米寿(88歳)祝金:5万円 ○百歳賀寿祝金:20万円	支給率	100%	100%	100%
生涯スポーツの普及事業	生涯にわたってスポーツを楽しむことができるまちを目指し、各種スポーツ教室やイベントを開催するなど、市民が気軽にスポーツに親しむことができる場を提供するとともに、地域の住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成支援を図る。	スポーツ教室等参加者数	3,700人	3,700人	3,700人
つどいの場創出支援事業 ※再掲	高齢者を主とした地域住民の集まる場である「つどいの場」が地域住民によって主体的・継続的に運営され、また、新たなつどいの場が地域に創出されるよう、各地区につどいの場コーディネーターを配置し、支援する。併せて、つどいの場の運営を補助する「つどいの場創出支援補助金」を交付する。	月2回以上開催する団体の割合	65%	70%	75%
		高齢者参加率	10%	10%	10%
いわき市シルバーリハビリ体操事業 ※再掲	市民全般を対象とした介護予防意識の醸成と、地域ぐるみで誰もが気軽に介護予防活動に参加できる施策の展開が必要であることから、「シルバーリハビリ体操事業」による住民参加型の介護予防施策の推進を図る。	指導士養成数	96人	96人	96人
住民支え合い活動づくり事業 ※再掲	地域住民等が主体的に近所の困りごとを地域で支え合う住民主体型の生活支援サービス事業の創出と提供体制の構築を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する。また、「あんしん見守りネットワーク活動事業」における高齢者見守り隊については、継続して支援しながら住民支え合い活動づくり支援事業に統合していく。	第3層協議体設置数	13団体	13団体	13団体

第5章 取組みの視点ごとの施策の方向性

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
三和ふれあい館運営 事業 ※再掲	当施設は、市役所の支所、健康福祉センター等からなる複合施設であり、地域交流及び地域福祉の推進に資するため、生きがいづくりや健康づくり、介護予防の拠点施設として、高齢者の要望や地域特性を活かした事業のより一層の充実を図る。	施設 利用者数	23,900人	23,900人	23,900人
老人福祉センター等 施設整備事業 ※再掲	老人福祉センター及び老人憩いの家は、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの活動拠点施設として利用されている。今後もこれらの施設を活用した介護予防事業等、新たな事業の展開を検討する。	利用者数	35,200人	35,200人	35,200人
さかなの日推進事業 【いわき産水産物魚食 普及推進事業】 ※再掲	令和2年2月20日に「魚食の推進に関する条例」が制定され、栄養バランスの良い健全な食生活の実現を目指すとともに、地産地消を推奨するため、公民館市民講座の料理教室等と連携した活動等を通して、魚食普及を推進する。	公民館料理 教室開催回 数	24回	24回	24回
シルバー人材センタ ーの活動支援	「シルバー人材センター」は、就労を通じた高齢者の生きがい対策の役割を担っていることから、行政としての支援を継続し、高齢者の多様な就労ニーズに対応するため、新規の顧客獲得を目指すなど、センターの自主的な活動の促進を図る。	延就業人数	83,726人	83,726人	83,726人

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組みの強化

国を挙げて取り組んでいる介護離職ゼロや地域医療構想の推進に伴い、今後さらに拡大する介護サービスへの需要に対応できるよう、必要となる介護人材の確保に向け、これまで以上に介護の仕事が魅力ある職業として認知されるような取組みを重点的に実施します。

併せて介護人材及び介護サービスの質を向上させる取組みを実施し、国、県及び事業者等と連携を図りながら、本市の実情に応じた取組みを推進します。

(1) 施策の方向性

①介護の仕事の魅力向上

【小中学生に対する講座の普及啓発】

介護職についての否定的なイメージを払拭するために、将来にわたる介護人材の担い手となる小中学生に対して、介護の仕事についての魅力を発信する出前講座を令和2年度に新設しました。車いすなど、介護について体験を通して身近に感じてもらうとともに、介護職に対して正しい認識のもと肯定的なイメージを持ってもらうため、出前講座の周知に取り組みます。

②多様な人材の確保・育成

【セミナーの開催】

介護人材の育成と定着を図るため、引き続き、役職や経験年数等に応じたセミナーを開催します。特に、将来のチームマネジメントを担うことが想定される人材の育成等に寄与するセミナーを開催することによって介護人材の質の向上を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響や事業所の都合により、研修に参加できない職員への支援策についても併せて検討します。

【生活援助サービスの推進】

高齢者宅を訪問し、洗濯、掃除、調理等の家事援助を行う生活援助サービスは、専門的な資格やスキルを持っていなくても、市が主催する研修を修了した方であれば行うことが可能であり、介護専門職の負担の軽減に寄与しています。

今後も高齢者ニーズの多様化や介護人材の不足に対応するため、多様な人材が担うことが可能な生活援助サービス等の取組みを、今後も推進していきます。

③介護サービスの質の向上

【介護給付等費用適正化事業】

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供する過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

適切なサービスの確保と不適切な給付の削減を図ることにより、介護保険制度への信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、ケアプラン等の点検及び指導を行います。

④生産性の向上を通じた労働負担の軽減

【介護ロボットの導入支援等】

介護ロボットについては、高齢者の自立の促進や介護職員の負担軽減を目的として、その普及を促進しており、平成 27 年度から県の地域医療介護総合確保基金も活用されているところです。令和 2 年度からは施設の大規模修繕の際に合わせて行うロボット・センサー、ICT の導入を基金の補助対象へ拡充することもあり、それらの積極的な周知を図るなど、引き続き介護ロボットの導入支援を行います。

⑤外国人介護人材の活用の検討

【外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討】

外国人人材の活用については、経済連携協定（EPA）等に基づき、入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設を増やす支援等を引き続き検討していきます。

(2) 視点6に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
介護人材育成事業	次代の介護職員となり得る小中学生への意識付け及び学習体験を実施するほか、市内の介護関連資格取得事業者への求人情報提供や潜在的有資格者の掘り起こしに努める。	出前講座 開催回数	10回	10回	10回
高校生就職支援事業	新規高卒者の地元定着に向けて、保護者も対象とした、地元企業合同説明会のほか、直接職場を訪問する企業見学会、「先輩社員」による職業講話等を実施し、市内留保率の向上に努める。	参加生徒 延人数 (全業種)	3,000人	3,000人	3,000人
福祉介護人材定着支援事業	将来的に介護人材が不足する見通しが示されており、また、高齢者数の増加により多様な介護支援が必要になっていることに伴い、介護サービスの質の向上が求められていることから、介護保険サービス事業所の経営者及び介護職員に対して、介護人材の定着及び介護サービスの質を向上させるための研修等を行う。	受講者数	100人	100人	100人
資格取得の支援	ひとり親家庭の親が、看護師等、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練で就業する場合に、資格取得を容易にすることを目的として給付金等を支給する。	事業対象者の養成機関 卒業時 就職率	100%	100%	100%
介護給付等費用適正化事業	受給者が真に必要なとす過不足ないサービスを事業所に適切に提供できるよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していく。	ケアプランの点検件数	300件	350件	400件
介護相談員派遣事業	事業所に介護相談員を派遣し、利用者の相談窓口のひとつとして、利用者にも面し、不満や疑問を聞き、事業者が提供するサービスの質の向上を図る。	派遣事業所数	55事業所	55事業所	55事業所
介護予防・生活支援サービス事業 ※再掲	高齢者が住み慣れた地域でできるだけ暮らし続けることができるよう、地域における介護予防の推進を図るとともに、高齢者の多様なニーズに即した柔軟な支援を行うため、地域の実情に応じた自立支援に資するサービス提供体制の充実を図る。	生活援助サービス事業所数	25事業所	30事業所	35事業所
		通所型短期集中予防サービス事業所数	5事業所	6事業所	7事業所

第5章 取組みの視点ごとの施策の方向性

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援 【地域医療介護総合確保基金】	介護現場の生産性向上を推進するため、介護施設等の大規模修繕(概ね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造)の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に対し、補助金を交付する。	—	—	—	—
外国人介護人材受入れ施設拡充のための支援の検討	外国人人材の活用については、令和元年度に実施したアンケートの内容を踏まえつつ、経済連携協定(EPA)等に基づき、入国する外国人介護福祉士候補者の受入れ施設を増やす支援等を検討する。	—	—	—	—

7 医療と介護の連携強化

医療と介護の連携については、市医師会や地域包括支援センターなど様々な団体において顔の見える関係づくりを行っており、連携体制の構築と強化が図られてきました。

引き続き、連携に関する課題を把握し、その解決策について協議していくとともに、成果指標を設定し、進捗管理を行うなど、連携の深化に取り組んでいきます。

また、広く市民に対しても健康維持、在宅医療やリビングウィル等についての理解や啓発を行っていきます。

(1) 施策の方向性

①在宅医療・介護連携の課題解決に向けた体制の充実

【医療と介護連携促進部会】

これまでに引き続き、医療と介護連携に関する課題を抽出し、その解決策を協議していくとともに、退院調整率等の成果指標を設定し、成果指標の進捗管理を行っていきます。

また、連携をさらに深めていくため、開催時期等についても考慮し、協議の場を多く設けられるよう取り組んでいきます。

【在宅医療・介護連携情報リスト】

定期的にはリストの掲載情報を更新していきます。

また、リストをより有益なものとしていくために、必要に応じてリストへの掲載項目や情報共有のあり方を見直し、医療と介護連携促進部会等で協議を行っていきます。

【いわき医療圏退院調整ルール】

ルールの運用状況や課題の解決策を協議する運用評価会議を開催し、成果指標である退院調整率の向上に向けて、ルールの運用徹底と病院・介護支援専門員間の連携強化に引き続き取り組みます。

②関係団体間の連携強化と医療・介護を支える人材の育成

【いわき市在宅医療・介護連携支援センター】

病院や介護事業所等に対し、チラシや訪問による周知を行っていくとともに、市医師会や地域包括支援センターとの連携を深め、相談支援体制を強化していきます。

また、市医師会との共催による在宅医療推進のための多職種研修会や在宅医療出前講座を実施していくことで、在宅療養を希望する方が、自宅や施設などの住み慣れた生活の場で、最期まで自分らしく生きることができるよう、看取り等に必要な体制の強化や市民への啓発にも取り組みます。

【在宅医療推進のための多職種研修会】

グループワークや事例検討を中心とした研修会を開催し、医師と他の職種（介護・福祉等）との連携強化による在宅医療の推進に引き続き取り組んでいきます。

また、感染症対策や利便性の観点から、WEB会議などのICTを活用する方法も検討していきます。

③在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

【在宅医療出前講座】

これまでに引き続き、在宅医療やリビングウィル等の啓発を行っていきます。

また、多くの市民に受講してもらえるよう、より効果的な周知や動員方法を検討し、開催地区の民生委員や地域包括支援センター等との連携をさらに強化していきます。

(2) 視点7に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
いわき医療圏退院調整ルールの運用	病院から退院後に切れ間なく介護サービスを受けられるようにするため、病院とケアマネジャー（介護支援専門員）が連携し、入院時から情報を共有し、退院に向けた連絡・調整を行う仕組みである「退院調整ルール」について、運用状況や課題を定期的に把握し、退院時の連携体制の構築を図る。	退院調整率 (退院時に病院からケアマネジャーに連絡があった割合)	90%	93%	95%
在宅医療推進のための多職種研修会（共催事業）の開催	在宅医療を推進するために、「医療」「介護」「福祉」「行政」等の様々な職種がグループワークや事例検討を通し、顔の見える関係づくり構築のための研修会を、市医師会との共催により開催し多職種連携の推進を図る。	受講者数	120人	120人	120人
在宅医療出前講座 (共催事業)の開催 ※再掲	在宅での療養が必要となったときに、適切な医療・介護サービスを選択し、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるよう、在宅医療や健康維持について、市民啓発を目的として、市医師会・地域包括支援センターとの共催により出前講座を開催する。	開催地区	7地区	7地区	7地区
		参加者数	300人	300人	300人

8 認知症対策の推進

国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、「共生」と「予防」の観点から、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、認知症の状態像に合わせた適時適切な医療・介護サービスが提供される体制の構築を図ります。

また、認知症の方とその家族を支えるため、認知症の正しい理解の普及啓発をもとにした地域づくりを進めていきます。

(1) 施策の方向性

①多職種による認知症家族介護者への支援（連携）体制の構築

【認知症多職種協働研修会の開催】

認知症の状態像に応じた適時適切な医療・介護サービスの提供を図るため、引き続き「医療」「介護」「行政」関係者間の連携を図る多職種研修会の開催等を通じ、認知症の方とその家族を支援する体制の構築を図ります。

また、認知症の気づきから診断、介護サービスにつながるまでのいわゆる「空白の期間」の支援が重要であることから、認知症疾患医療センターを中心にかかりつけ医や認知症サポート医、認知症専門医の連携強化を図ります。

②認知症に関する正しい知識と理解の促進

【認知症サポーター養成の推進】

認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともにつくっていくことが必要であることから、認知症の人と関わる機会が多いと想定される職域に対する認知症サポーター養成を推進するほか、引き続き、子どもや学生に対して認知症への理解促進を図ります。

また、認知症サポーター養成講座の修了者の学習の機会として、認知症ステップアップ講座の開催や認知症講演会の開催などを通じて、認知症への理解促進を図るとともに、地域における認知症サポーターの活動を創出するための仕組みであるチームオレンジ等の構築に向けた検討を進めていきます。

さらに、認知症あんしんガイドについて引き続き作成を行い、関係機関の窓口や認知症サポーター養成講座等での配布を行います。

③本人とその家族への支援の充実

【本人ミーティングの開催】

認知症の本人が自分の希望等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の場を創出し、継続的に開催していきます。

【オレンジカフェ以和貴の設置の促進】

認知症の人とその家族の居場所と地域のつながりの場であるオレンジカフェについては、設置地区が都市部に集中していることから、特に、中山間地域での設置を推進していきます。

【認知症初期集中支援チームの連携促進】

認知症の早期発見・早期対応を図り、専門職の包括的・集中的支援による認知症の方や、その家族の自立支援を目的とした認知症初期集中支援チームと、地域の医療機関や介護機関との有機的な連携を構築していきます。

④本人とその家族の視点の重視

【本人とその家族のニーズの把握】

本人ミーティングやオレンジカフェ等を通じて、認知症の方とその家族のニーズを把握し、生きがい支援や社会のつながりの維持など、認知症の方とその家族の視点を重視した取組みを進めていきます。

(2) 視点8に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
認知症多職種協働研修会	認知症に関わる「医療」「介護」「福祉」「行政」等、様々な職種間の連携と多職種間のネットワークの構成を図り、認知症の方とその家族を支える医療・介護・行政等の途切れのない支援体制の構築を目的に研修会を開催する。	開催回数	2回	2回	2回
		参加人数	150人	150人	150人
認知症サポーター養成講座	認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症キャラバン・メイト(ボランティアの講師)による認知症サポーター養成講座を推進し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターを養成する。	認知症サポーター養成数	3,000人	3,000人	3,000人
認知症地域支援推進員の配置	認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護サービス等を受けられるよう支援するとともに、地域の認知症の方の早期発見・早期対応を目的として認知症地域支援推進員を設置する。	配置人数	9人	9人	9人
オレンジカフェ以和貴	商業施設や介護施設等で地域の方のつどいの場を創設し、認知症の方とその家族の支援、専門職による相談・助言等による早期発見・早期対応並びに認知症の正しい知識の普及・啓発を目的に認知症カフェ事業を実施する。	開催箇所	14か所	14か所	14か所
		開催回数	168回	168回	168回
認知症初期集中支援チーム	認知症の方とその家族に早期に関わり、認知症の早期発見と適切な受診を促すため、認知症サポート医と専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期発見・早期対応ができるシステムを確立する。	対応件数	40件	40件	40件

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
はいかい高齢者等SOSネットワーク事業 ※再掲	徘徊により高齢者等が行方不明になった場合に、関係協力団体や市防災メールに登録された方へ情報を提供し、迅速な搜索活動等を実施することにより、高齢者等の早期発見・早期保護を図る。また、徘徊のおそれのある高齢者等の家族の申し出により、本人の情報を事前に登録し、台帳を作成する。	協力団体数	85 団体	87 団体	89 団体
徘徊高齢者家族支援サービス事業	行方不明となった高齢者の早期発見や家族の方の精神的負担の軽減を図ることを目的に、徘徊のおそれのある認知症高齢者の家族に小型のGPS端末を貸与する。	利用件数	9 件	9 件	9 件
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備 ※再掲	要介護者であって認知症である方について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び機能訓練を行う、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を、県の地域医療介護総合確保基金を活用して推進する。	整備床数	0 床	36 床	36 床
本人ミーティング	認知症の方と介護者を対象に、自分の希望や必要としていることなどを当事者同士で語り合う場として、本人ミーティングを開催する。	—	—	—	—

9 災害や感染症対策に係る体制整備

台風や豪雨等の災害、新型コロナウイルス感染症の発生において、公助だけでの対応は困難であることが明らかとなりました。高齢者が安心・安全に生活できるよう、自助・互助・共助・公助による支え合いの地域社会を目指し、「いわき市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の支援体制の強化を図るとともに、県、庁内関係部署及び事業者と連携し、感染症予防対策及び発生時における支援体制の整備を図ります。

(1) 施策の方向性

①災害対策の充実

【避難行動要支援者の支援体制の強化】

避難行動要支援者名簿の情報を防災関係機関、民生委員・児童委員等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援等に活用するとともに、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。

【福祉避難所の開設】

公設施設や災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結している福祉施設等と連携して福祉避難所を開設し、一般の避難所では避難生活の維持が困難な方を受け入れます。また、平常時から備蓄物資を配備し、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備します。

②感染症対策の充実

【感染症拡大防止のための支援】

インフルエンザやノロウイルス、O-157といった従来からの感染症に加え、とりわけ令和元年から世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策については、「いわき市新型コロナウイルス感染症対策対応方針」に基づき、介護事業所等に対して感染拡大防止策の周知・啓発を行うとともに、感染症発生時に備え、感染症予防・発生時対応マニュアル等の整備の促進や、県や介護事業所等と感染症発生時の連携体制を構築していきます。

また、平常時からマスクや消毒液の衛生用品等の備蓄を促すとともに、感染症発生時には関係課との連携のもと、感染防止のために必要となる情報やマスク、消毒液等の衛生用品の提供等を行います。

(2) 視点9に基づく事業と成果目標

事業名	取組内容	成果指標 (目標値)	目標値		
			令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
避難行動要支援者避難支援事業 ※再掲	在宅で生活する方で災害時に自力での情報収集が難しく、避難にあたって特に支援が必要な方(避難行動要支援者)が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるようにするため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、同意を得られた方については、その情報を行政と消防団、自主防災組織、民生児童委員等が共有することによって、災害が発生した場合に要支援者の避難支援を早急に行うことができる体制を構築する。	登録者数	9,500人	10,300人	11,100人
緊急通報システム事業 ※再掲	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯またはひとり暮らしの重度身体障がい者等が、孤独感や病状の急変に対する不安感を抱くことなく安心して生活できるように緊急通報システムの整備を図る。	設置件数	842件	842件	842件
いわき見守りあんしんネット連絡会を通じた見守り・声かけ活動 ※再掲	本市に居住する高齢者等が地域から孤立することを防止し、安心して地域で生活できる環境を確保するため、住民の日常生活に密接に関わる団体や事業所等に参加してもらい、事業所や企業等の通常の業務において、急病や虐待などの兆候を確認した際、また認知症による徘徊等の事故発生時などにおいて、速やかに連携が図れるようネットワーク体制を構築し、地域福祉の向上と安全で安心な地域づくりの推進に寄与する。	「いわき見守りあんしんネット連絡会」登録団体数	85団体	87団体	89団体
高齢者等救急医療情報キット配布事業 ※再掲	日常生活における安心と安全の確保を図るため、急病などの緊急時に、かかりつけ医や服薬内容等の情報を救急隊員にすばやく正確に伝え、適切で迅速な対応を行うことができるよう、「救急医療情報キット」を避難行動要支援者名簿の登録者及びそれに準じる者と民生児童委員が認めた者に配布する。	配布数	400セット	400セット	400セット
予防接種事業(高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌) ※再掲	65歳以上の高齢者及び60～64歳の身体障害者手帳1級相当の障がい者を有する方に対し、予防接種費用の一部を助成し、生活保護世帯に属する方には全額助成する。	-	-	-	-
結核予防事業 ※再掲	65歳以上の市民に対し、集団検診・個別検診で胸部レントゲン検査を実施し、結核の早期発見と発病予防を図り、結核のまん延を防止する。	集団検診における、胸部レントゲンの受診率	30%	30%	30%